

○経済産業省告示第九号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第六条第一項の規定に基づき、外国為替及び外国貿易法第十六条第一項の規定に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない支払等（平成二十一年経済産業省告示第二百二十九号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十八年一月二十二日

経済産業大臣 林 幹雄

第一号トを次のように改める。

ト イランの拡散上機微な核活動又は核兵器運搬手段の開発に関与する者として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるイランの拡散上機微な核活動又は核兵器運搬手段の開発に関与する者を指定する件（平成二十八年外務省告示第二十一号）で定めるものをいう。）

第一号中チ及びビリを削り、ヌをチとし、ルをリとし、ヲからタまでをヌからカまでとする。

第三号を次のように改める。

三 居住者又は非居住者による本邦から外国へ向けた支払であつて、イランの拡散上機微な核活動又は核兵

器運搬手段の開発に関連する活動として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づき、国際連合安全保障理事会の事前承認により加盟国が許可することが可能となる資金移転の対象となるイランの拡散上機微な核活動又は核兵器運搬手段の開発に関連する活動を指定する件（平成二十八年外務省告示第十八号）で定めるものをいう。）又はイランへの大型通常兵器等の供給等に関連する活動として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づき、国際連合安全保障理事会の事前承認により加盟国が許可することが可能となるイランへの大型通常兵器等の供給等に関連する資金移転の対象となる活動を指定する件（平成二十八年外務省告示第二十号）で定めるものをいう。）に寄与する目的で行う取引又は行為に係るもの